

別表

助成区分	スタートアップ支援事業	ステップアップ支援事業	パートナーシップ支援事業
助成対象事業	県の重要施策に関連する活動を広域的かつ安定・継続的に実施する事業	県の重要施策に関連する活動を広域的に実施する、または今後していく法人で、対象地域や事業規模を拡大して取り組む事業	企業・団体など様々な主体との協働体制を構築し、各主体が有するスキル・ノウハウ・ネットワークを相互に活用しながら、県の重要施策に関連する広域的かつ先駆的・モデル的な事業
助成対象者	次のいずれにも該当するNPO法人 ①申請書提出までに、設立登記が完了していること ②県内に事務所を有し、主に県内で活動していること ③特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）を所定の期間内に所轄庁へ提出していること※設立初年度の法人を除く ④別に定める基準日前の3か年度連続で本要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと ⑤別に定める基準日において設立5年未満であること	次のいずれにも該当するNPO法人 ①申請書提出までに、設立登記が完了していること ②県内に事務所を有し、主に県内で活動していること ③特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）を所定の期間内に所轄庁へ提出していること※設立初年度の法人を除く ④別に定める基準日前の3か年度連続で本要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと	同左
助成対象経費	事業活動を実施するために直接必要な経費（会場費、通信運搬費、旅費交通費、消耗品費、備品費、委託費、謝金、人件費、その他当該事業実施に必要と認められる経費）	同左	同左
助成額	助成対象経費の10/10以内で30万円を上限として知事が定める額	<1年目> 助成対象経費の10/10以内で50万円を上限として知事が定める額 <2年目> 助成対象経費の4/5以内で50万円を上限として知事が定める額 <3年目> 助成対象経費の2/3以内で	助成対象経費の1/2以内で100万円を上限として知事が定める額

		50万円を上限として知事が定める額	
助成対象期間	助成事業を実施する年度の6月1日から2月末日のうち別に定める期間	同左	同左

○採択区分（全事業区分共通）

こどもまんなか	社会教育、こどもの健全育成、職能開発・雇用拡大等
ゆたかな自然	環境保全、気候変動、生物多様性等
暮らしの安心安全	災害救援、地域安全、保健・医療・福祉等
魅力あふれる地域づくり	地域振興、観光、学術・文化・芸術・スポーツ振興等
つながり・支え合い	中間支援、男女共同参画、人権、国際協力等